

議案第1号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり白老町との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）と白老町（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1(5)の表中「防災」を「防災・消防」に改め、同表の次に次のように加える。

消防体制の強化	取組の内容	圏域内の消防指令業務の共同運用を行い、消防体制の強化を図る。
甲の役割	乙から消防指令業務を受託し、圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて、中心的な役割を果たす。	
乙の役割		圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力をを行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

苫小牧市旭町4丁目5番6号

甲 苫小牧市

苫小牧市長

白老郡白老町大町1丁目1番1号

乙 白老町

白老町長

議案第2号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり厚真町との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）と厚真町（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1(5)の表中「防災」を「防災・消防」に改め、同表の次に次のように加える。

消防体制の強化	取組の内容	圏域内の消防指令業務の共同運用を行い、消防体制の強化を図る。
甲の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合から消防指令業務を受託し、圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて、中心的な役割を果たす。	
乙の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合を介して、圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力をを行う。	

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各

自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

苫小牧市旭町4丁目5番6号

甲 苫小牧市

苫小牧市長

勇払郡厚真町京町120番地

乙 厚真町

厚真町長

議案第3号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり安平町との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）と安平町（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1(5)の表中「防災」を「防災・消防」に改め、同表の次に次のように加える。

消防体制の強化	取組の内容	圏域内の消防指令業務の共同運用を行い、消防体制の強化を図る。
甲の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合から消防指令業務を受託し、圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて、中心的な役割を果たす。	
乙の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合を介して、圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力をを行う。	

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各

自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

苫小牧市旭町4丁目5番6号

甲 苫小牧市

苫小牧市長

勇払郡安平町早来大町95番地

乙 安平町

安平町長

議案第4号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおりむかわ町との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

苫小牧市長 岩倉博文

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

苫小牧市（以下「甲」という。）とむかわ町（以下「乙」という。）は、平成27年3月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1(5)の表中「防災」を「防災・消防」に改め、同表の次に次のように加える。

消防体制の強化	取組の内容	圏域内の消防指令業務の共同運用を行い、消防体制の強化を図る。
甲の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合から消防指令業務を受託し、圏域内の消防指令業務の共同運用に向けて、中心的な役割を果たす。	
乙の役割	乙を構成団体とする胆振東部消防組合を介して、圏域内の消防指令業務の共同運用の円滑な実施に必要な協力をを行う。	

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各

自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

苫小牧市旭町4丁目5番6号

甲 苫小牧市

苫小牧市長

勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

乙 むかわ町

むかわ町長